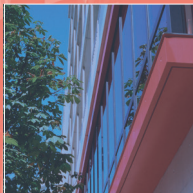


'10.1.改定



2010年1月1日以降保険始期用

店舗休業保険



保険金額（ご契約金額）

保険金額は1日あたりの粗利益を基準に、過不足なく設定してください。

約定復旧期間の決め方

営業施設を損害発生直前の状態に復旧するのに通常必要とされる期間を基準に設定してください。

お支払 保 険

- ※風災・雹（ひよこ）事故の場合、
- 上記に加えて、休まず。休業日数短縮も、短縮できた

1. 保険料表（保険期間1年間／保険金額1万円につき）

地区	職作業 構造	小売店（酒店、食料品店、日用品店、衣料品店、文具店等） ^{（注1）} 、理容・美容院、病院・医院・計		
		約定復旧期間		
		1ヵ月	3ヵ月	
第1地区	A級	360	530	
	B級	820	1,190	
	C級	1,360	1,980	
第2地区	A級	410	590	
	B級	1,130	1,650	
	C級	1,620	2,380	
第3地区	A級	460	660	
	B級	1,360	1,980	
	C級	1,940	2,840	

（注1）売場面積、取扱商品などによって保険料が異なることがあります。（注2）1申込書について2
（注3）上記以外の職作業についてなど詳しくは、取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。

2. 地 区

地区	都道府県
第1地区	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第2地区	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
第3地区	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、沖縄県

ご契約に際してご確認いただきたい事項

- ①保険期間（ご契約期間）
原則1年間となります。2年から5年までの整数年で設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- ②保険金額（ご契約金額）
実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。なお、保険金額は1日あたりの粗利益を基準に、過不足なく設定してください。
- ③保険料
保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険

- 料については、申込書をご確認に関する特約をセットした約と同時に申し込んでいただいても、保険料を領収する前には保険金をお支払いできません。
- ④満期返れい金、契約者配当金
この保険には、満期返れい金
 - ⑤解約返れい金
ご契約を解約される場合は、絡ください。なお、解約に際し未経過期間に対して所定させていただきます。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ①通知義務等
ご契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目（通知事項）に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務（通知義務）があります。
 - ・保険の対象の所在地
 - ・建物の柱の種類・耐火性能区分、面積

- ・建物の用法（作業場・店舗）
 - ・建物内で行われる職作業
- ご契約者または被保険者のご遅滞なくご通知いただけないことや保険金を得られないこと、また、ご契約者の住所が変更、譲渡等する場合も、取扱代理店・お客さまセンターにご通知ください。

お支払いする保険金

$$\text{お支払いする保険金} = \text{1日あたりの保険金額} \times \text{休業日数} \quad (\text{定休日を除きます})$$

（例）火災・水災および公共施設（電気・ガス・電話等）の設備等における事故日を含め3日間の休業損害は補償されません。

休業日数短縮費用（休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用）をお支払いし縮費用には、損害を受けた保険の対象の通常要する復旧費用等は含まれません。日数に保険金額を乗じて算出した金額が限度となります。

（単位:円）

電気店、診療所等	料理飲食店（喫茶店、食堂、割烹、料亭、レストラン等）、麻雀店、旅館・ホテル、塗料販売業等			
	約定復旧期間			
	6ヵ月	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
580	580	720	1,060	1,160
1,300	1,300	1,540	2,250	2,460
2,180	2,180	2,710	3,960	4,340
650	650	770	1,120	1,230
1,810	1,810	1,860	2,700	2,970
2,610	2,610	2,980	4,360	4,780
730	730	820	1,190	1,300
2,180	2,180	2,080	3,040	3,330
3,110	3,110	3,300	4,820	5,290

2,000円が最低保険料となります。

3. 構造

	構造	(参考)一般物件構造級別	主な構造
寺、	A級	1級	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 など
山梨県、愛媛県、	B級	2級	鉄骨造 など
	C級	3級	木造 など

確認ください。なお、保険料払込の場合を除いて、保険料は、ご契約の保険期間が始まった後であつた場合に発生した事故による損害に對しては補償されません。

金・契約者配当金はありません。

取扱代理店・営業社員にご連絡しては、ご契約の保険期間中の保険料を返還または請求させていただきます。

⑥告知義務等

ご契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）となる方は、ご契約締結の際、申込書に記載された危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める事項（告知事項）についてご回答いただく義務（告知義務）があります。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知事項について事実をお申出いただかなかつた場合や、事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、重要事項説明書（「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」）をご確認ください。

補・事務所等)

の種類

故意または重大な過失によって、ご契約を解除させていただきます。お支払いできないことがあり

となる場合や、建物などを売却・買取代理店・営業社員またはお客さま

詳しくは、重要事項説明書（「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」）をご確認ください。

②事故発生時の対応

ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

火災などによって生じる休業

保険の対象である店舗や事務所が火災などの事故により営業が休止または阻害されたために生じた損失

対象となる

① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



⑦ 給排水設備に生じた事故等による水濡れ



⑧ 騒擾（じょう）・集団行動等による破壊行為等



⑨ 盗難



休業中の「粗利益」を
補償します!!

粗利

保険金をお支払い

- ①ご契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損失
- ②火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損失
- ③ご契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損失
- ④被保険者または被保険者側に属する者の労働争議による破壊行為等によって生じた損失
- ⑤万引きによって生じた損失
- ⑥冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化により生じた損失

業損害を補償する保険です。

次の事故によって損害を受けた結果、
と損失に対して保険金をお支払いします。

なる事故

④ 風災・雪（ひょう） 災・雪災



⑤ 水 災

（台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により損害を受けた場合）



⑥ 建物外部からの 物体の落下・飛来・ 衝突等

（航空機の墜落、車両の飛び込み等）



次の事故によって損害を受けた結果、保険の対象の営業が休
止または阻害されたために生じた損失に対しても保険金をお
支払いします。

- 保険の対象と同じ建物等のうち、他人が占有する部分における上記①～⑨の事故
- 隣接する建物等における上記①～⑨の事故
- 公共施設（電気・ガス・電話等）の設備等における上記①～⑨の事故

利益

= 売上高 - 商品仕入高・原材料費

= 営業利益 + 経常費（人件費、家賃、光熱費等の固定費）

できない主な場合

- ⑦ 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損失
- ⑧ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損失
- ⑨ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損失
- ⑩ 国または公共機関による法令等の規制によって生じた損失
- ⑪ 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
- ⑫ 電氣的事故による炭化または熔融によって生じた損失
- ⑬ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散によって生じた損失
- ⑭ 亀裂、変形等によって生じた損失

この保険は **店舗、事務所、病院・医院、作業場** などの事業所 を対象にご契約いただけます。

ただし、以下を保険の対象とすることはできません。

1. 床面積が330m²(約100坪)以上のキャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ等
2. 競馬場、競輪場、オートレース場および競艇場ならびにこれらの施設内の事業所
3. 仮設興行場、仮設海水浴場および博覧会施設ならびにこれらの施設内の事業所
4. 空港施設および鉄道輸送施設
5. 屋外スポーツ施設(ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート、つり堀等を含む)およびこれらの施設内の事業所
6. 動物・植物を育成する施設(ふ化場、養殖場、果樹園等を含む)

等

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災 **お客さまセンター**
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を)
●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)

事故の受付・ご相談は…
富士火災 **セイフティ24コンタクトセンター**
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災 **お客さまの声室**
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日:午前9:00~午後7:00
(年末年始を除きます。)

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 **そんぽADRセンター**
日本損害保険協会 **0570-022-808**

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。)
※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL. 03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>

’16.10.20,000(F3283)Ⓣ